

第62号 (令和2年3月4日)



日本年金機構
Japan Pension Service

編集責任者 事業推進統括部
部長 立田 英人



かけはし

➤ 機構ホームページ

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

➤ 機構公式Twitter

アカウント名 (@Nenkin_Kikou)

はじめに

【目次】

- はじめに
- 障害年金講座
- 機構からの連絡
- 広報の広場
- 地域の独自情報
- 編集後記

令和元年度も残すところわずかとなりました。日本年金機構では、年度末に向けて、国民年金保険料の未納者に対する収納対策等の取り組みを一層進めてまいります。市区町村の皆様方におかれましても、引き続き、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

さて本号では、令和2年度の国民年金保険料額や学生納付特例申請書の送付などについて掲載しています。

また、障害年金講座では、受診状況等証明書が省略できないケースについて、市区町村の皆様方から照会を受けている事例を複数掲載しています。日々の業務に是非お役立てください。

障害年金講座

第14回!

障害年金センター



平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

さて、今回のテーマは、

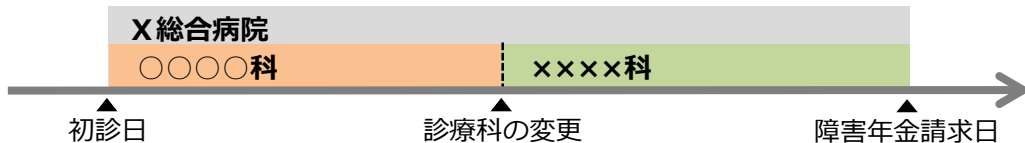
市区町村からの照会の多い事例

です!

(7) 受診状況等証明書が省略できないケースについて

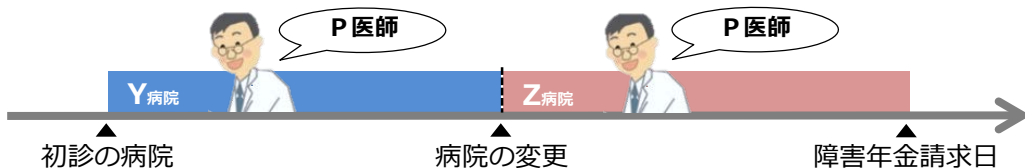
(1)～(6)までは、「かけはし」第58号～第61号の障害年金講座を参照してください。

Q14 同じ病気で初診から現在まで同じ総合病院で受診しています。
診療科は変わっていますが、同じ病院のため、受診状況等証明書等の初診日の証明は省略できますか？



A14 省略できません。
総合病院は、診療科ごとに初診日を確認してください。
同じ病院であっても、初診の診療科を確認して「受診状況等証明書」を添付してください。
なお、初診日が20歳前の場合は、かけはし第59号Q7を参考にしてください。

Q15 初診の病院と現在の病院は違う病院ですが、医師は同じです。
初診の病院の「受診状況等証明書」は省略できますか？



A15 省略できません。
受診証明は病院ごと（総合病院では診療科ごと）に確認する必要があるため、初診の病院の「受診状況等証明書」が必要です。
なお、初診日が20歳前の場合は、かけはし第59号Q7を参考にしてください。

Q16

初診のY病院に受診し、同日に2番目のZ病院にも受診した場合は、初診のY病院の受診状況等証明書等の初診日の証明は省略できますか？



A16

省略できません。

同日とされていても、初診の病院を明らかにするため、Y病院の「受診状況等証明書」の添付が必要となります。

なお、初診日が20歳前の場合は、かけはし第59号Q7を参考にしてください。

Q17

20歳後の初診です。

初診のA病院を受診した後、ほかのB病院を受診し、現在は初診であるA病院で再び受診しています。

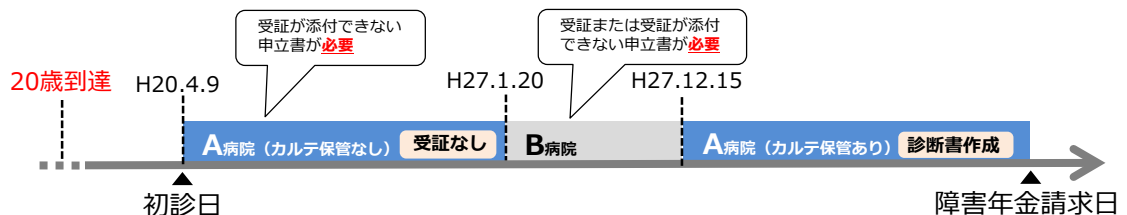
A病院から『初診日当時のカルテは保管していない。』と言われましたが、「受診状況等証明書」は省略できますか。

A17

省略できません。

次のケースの場合、A病院（平成20年4月9日から平成27年1月19日）の「受診状況等証明書が添付できない申立書」とB病院の「受診状況等証明書（または添付できない申立書）」の添付が必要です。

併せて、初診日に関する参考資料をできる限り添付してください。



各種取組事業のスケジュールについて

(事業推進統括部)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

日本年金機構において、令和2年2月から令和2年6月に実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【記号の区分】

■ (定例) …毎年定例の実施分、● (単発) …今回限りの単発実施分、▲ (新規) …新規の実施分

令和2年2月

- (定例) 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の送付
→ 詳細は、「かけはし」第61号の12頁をご確認ください。
- (定例) 源泉徴収額に変更があった者へ、年金振込通知書を送付
- (定例) 国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）の送付

令和2年3月

- (定例) 年度未収納対策用納付書の送付

令和2年4月

- (定例) 国民年金保険料納付書の送付（4月定時分）
- (定例) 国民年金学生納付特例ターンアラウンド申請用紙の送付
→ 詳細は、本号5頁から10頁をご確認ください。
- ▲ (新規) 国民年金第3号被保険者の国内居住要件の追加、
国民年金第1号・第3号被保険者の適用除外規定の追加
→ 詳細は、本号11頁をご確認ください。

令和2年6月

- (定例) 統合通知書（年金振込通知書・年金額改定通知書）の送付
- (定例) 年金生活者支援給付金統合通知書（給付金振込通知書・給付金額改定通知書）の送付

令和2年度の学生納付特例申請書の送付について

(国民年金部)

令和元年度において、学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている方で、引き続き令和2年度も在学予定の方に、「国民年金保険料学生納付特例申請書」(ターンアラウンド様式)を**令和2年4月1日(水)**にお送りいたします。

申請書はハガキ形式になっており、必要事項を記入してポストに投函することで、令和2年度の学生納付特例を申請することができます。この場合、在学証明書または学生証の写しを添付する必要はありません。

ただし、在学している学校等に変更がある方については、このハガキで申請することはできませんので、通常の申請書に在学証明書等を添付して申請することになります。

なお、発送に合わせて日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>) にお知らせを掲載する予定です。

令和2年度学生納付特例申請書及び送付用封筒レイアウトは、本誌6頁から10頁を参照してください。



全体レイアウト (詳細は次ページ以降)

表面

(1) 宛先住所、郵便番号、電話番号、住所、氏名、生年月日、基礎年金番号、発行年月日、発行年月日、基礎年金番号、XXXXX-XXXXXXX

(2) 国民年金保険料学生納付特例申請書

裏面

(3) 日本年金機構 XXXXX 事務センター

(4) 令和2年度の国民年金保険料額及び納付期限は以下のとおりです。

納付月	保険料額	納付期	納付月	保険料額	納付期
4月分	1.6. 5.40円	令和2年 6月 1日	10月分	1.6. 5.40円	令和2年11月 4日
5月分	1.6. 5.40円	令和2年 6月30日	11月分	1.6. 5.40円	令和2年 2月 4日
6月分	1.6. 5.40円	令和2年 7月31日	12月分	1.6. 5.40円	令和2年 2月 1日
7月分	1.6. 5.40円	令和2年 8月31日	1月分	1.6. 5.40円	令和2年 3月 1日
8月分	1.6. 5.40円	令和2年 9月30日	2月分	1.6. 5.40円	令和2年 3月31日
9月分	1.6. 5.40円	令和2年10月31日	3月分	1.6. 5.40円	令和2年 4月30日

印

※ 掲載している申請書は参考です。記載内容等が変更する場合があります。ご了承ください。

5

March2020 < Vol.62 >

表面 (1)

〈 切 り 取 り 線 〉

令和2年度
国民年金保険料
学生納付特例申請
のご案内



↑

同封チラシの記入例に沿って申請者記入欄に必要事項をご記入の上、
切り離してご提出願います。

お問い合わせ先

X X X X X 年 金 事 務 所
X X X X X X X X X X X X X
X X X X X X X X X X X X X
X X X X X X X X X X X X X
☎ X X X X X X X X X X X X X
(宛先不明時の返送先)
999-9999
日本年金機構XXXXXXXX 事務センター

999-9999
X X X X X X X X X X X X X
X X X X X X X X X X X X X
X X X X X X X X X X X X X
X X X X X X X X X X X X X 様

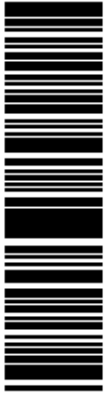


発行年月日
X X X X 年 X X 月 X X 日

基礎年金番号
XXXXX-XXXXXXX

XXXXXXXXXXXX

国民年金保険料学生納付特例申請書



(この申請書は機械処理されますので、汚したり折り返したりしないでください。)

職員確認欄
※ご記入の必要はありません。

届書コード	事務所コード	基礎年金番号	生年月日	区分
56237	9999	9999999999	99999999	9
申請年月日	在学予定年月(至)	変更後在学予定年月(至)	所属有無	
年 月 日	年 月 日	年 月 日		
承取期間 始期	承取期間 終期			
年 月 日	年 月 日			

※基礎年金番号、氏名を確認してください。

申請者記入欄

学校名称	学校の所在地	都 道 府 県	市 区 町 村
在学予定年月	平成・令和	年	月 卒業予定
学生納付特例申請期間	令和	2年	4月から令和
前年所得	1. なし	2. あり (118万円以下)	3. あり (118万円超) ⇒
<small>上記のとおり国民年金保険料学生納付特例を申請します。 この申請に必要な所得情報等の確認を市区町村(前住所等を含む)および日本年金機構に委託します。</small>			
住所	都 道 府 県	市 区 町 村	
被保険者氏名	(印) (電話) — — — — —		
			受付年月日

※所屬に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

裏面 (3)

郵便はがき

料
金
受
取
人
払
郵
便

〇〇局承認

△△

差出有効期間

〇〇〇〇年〇〇月
〇〇日まで
(切手不要)

差出人		
氏名	住	所
		〒

1 1 1 - 1 1 1 1

1 1 1

日本年金機構〇〇事務センター 行

〇〇市△△2-3-5



裏面（４）

令和２年度の国民年金保険料額及び納付期限は以下のとおりです。

納付月	保険料額	納付期限	納付月	保険料額	納付期限
４月分	16,540円	令和2年 6月 1日	10月分	16,540円	令和2年11月30日
５月分	16,540円	令和2年 6月30日	11月分	16,540円	令和3年 1月 4日
６月分	16,540円	令和2年 7月31日	12月分	16,540円	令和3年 2月 1日
７月分	16,540円	令和2年 8月31日	1月分	16,540円	令和3年 3月 1日
８月分	16,540円	令和2年 9月30日	2月分	16,540円	令和3年 3月31日
９月分	16,540円	令和2年11月 2日	3月分	16,540円	令和3年 4月30日

定額保険料
月額16,540円
付加保険料を
あわせて納める
場合の保険料
月額16,940円

保険料をまとめて前納する場合は以下のとおりです。

納付月分	2年前納で納める場合	1年前納で納める場合	6カ月前納で納める場合
令和2年4月～令和4年3月分	令和2年4月～令和3年3月分	令和2年4月～令和2年9月分	令和2年10月～令和3年3月分
保険料額	383,210円	194,960円	98,430円
納付期限	令和2年4月30日	令和2年4月30日	令和2年11月2日
割引額	14,590円	3,520円	810円

金額は、現金で納付した場合の金額です。また、令和3年度の保険料は、16,610円で計算しています。前納は、「納付期限」経過後に納付することはできませんので、ご注意ください。

【納付場所】

日本銀行本店、支店、代理店または歳入代理店
納付受託機関

【納付方法】

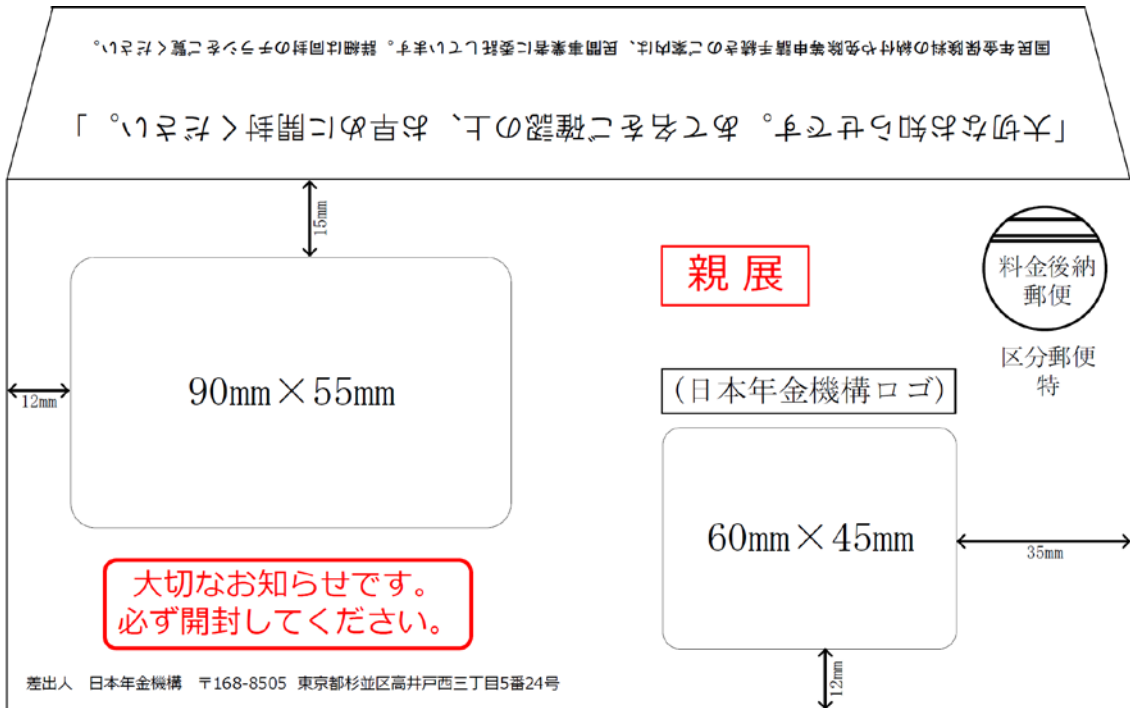
保険料納付書を添えて、上記の納付場所
で納付してください。

印

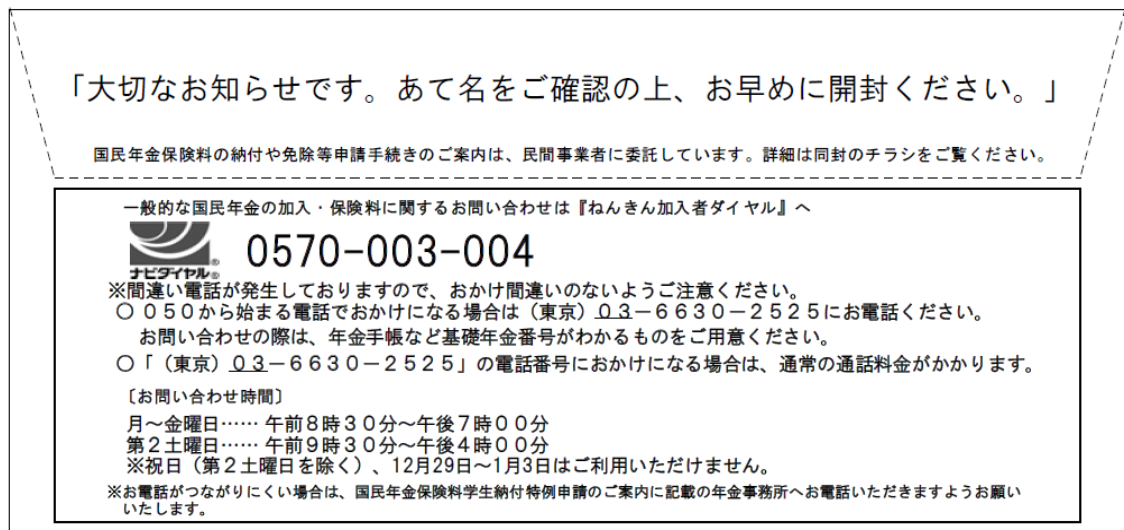
厚生労働大臣

2004 1016 003

送付用封筒（表面）



送付用封筒（裏面）



国民年金第3号被保険者の国内居住要件及び国民年金第1号・第3号被保険者の適用除外規定の追加について (国民年金部)

国民年金第3号被保険者の国内居住要件の追加

概要

令和元年5月22日「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）」の公布により、令和2年4月1日以降は、厚生年金保険加入者・共済組合員等（国民年金第2号被保険者）の被扶養配偶者である国民年金第3号被保険者の認定にあたって、これまでの生計維持の要件に加え、日本国内の居住（住所を有する）が要件として追加されました。

ただし、留学生や海外赴任に同行する家族等、例外としての特例要件（以下「海外特例」という。）に該当する方は、海外特例に該当することの届出をしていただくことにより、国民年金第3号被保険者の認定が可能となります。



海外特例の届出契機

- 国民年金第3号被保険者の方が海外特例に該当し、出国する場合
 - 国民年金第3号被保険者であって海外特例に該当している方が、帰国した場合
- ※ いずれも配偶者（国民年金第2号被保険者）の事業所を経由しての届出となります。

国民年金第1号・3号被保険者の適用除外規定の追加

概要

令和元年5月22日「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）」の公布により、日本国籍を有しない方で「在留資格：特定活動（医療目的）」、「在留資格：特定活動（長期観光）」により滞在する方は、国民年金第1号・第3号被保険者の適用を除外する規定が追加されました。

国民年金の適用除外に該当する場合は、ご本人様より、国民年金第1号・第3号被保険者適用除外届の提出を日本年金機構に提出することとしています。

届出用紙

日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）からダウンロードできます。

※ お問い合わせ等ありましたら、年金事務所へのご案内をお願いします。

国民年金保険料の金額

令和2年度の国民年金保険料額は、「月額16,540円」です。

令和2年度の国民年金保険料額は、国民年金法第87条において17,000円とされていますが、平成16年度からの物価と賃金の変動に基づく令和2年度の保険料改定率「0.973」を乗じることにより、16,540円となりました。

国民年金保険料の前納

国民年金保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額について、厚生労働省告示(令和2年厚生労働省告示第40号)により定められました。

現金・クレジットカード納付で保険料を前納した場合、毎月払いと比べて2年前納なら14,590円、1年前納なら3,520円、6カ月前納でも810円の割引になります。

また、口座振替制度を利用して保険料を前納した場合、毎月払いと比べて2年前納なら15,840円、1年前納なら4,160円、6カ月前納でも1,130円の割引となり、大変お得です。

口座振替・クレジットカード納付には、次の方法があります。

- (1) 2年(4月～翌々年3月分)分の前納
- (2) 1年(4月～翌年3月分)分の前納
- (3) 6カ月(4月～9月分、10月～翌年3月分)分の前納
- (4) 毎月(早割、口座振替のみ)
- (5) 毎月(割引なし)

※ 口座振替・クレジットカード納付による令和2年4月からの前納(2年分、1年分、6カ月分、早割)の新規申込みは、令和2年2月末日で受付を終了しました。

まだ間に合う2年前納は？

口座振替・クレジットカード納付による令和2年4月からの2年前納の新規申込みは、令和2年2月末日で受付を終了しましたが、現金(納付書)での納付は可能です。

納付書の発行については、お近くの年金事務所をご案内ください(令和2年4月から令和4年3月分までの前納納付書の使用期限は、令和2年4月30日(木)です。余裕をもったご案内をお願いします)。

また、年度途中で新たに国民年金第1号被保険者になった方も、任意の月から翌年度3月まで納付書で納めていただくことができます。併せてご案内ください。

※ 保険料額が30万円を超える納付書は、コンビニエンスストアでは利用できません。

※ 金融機関等で納めていただく必要があるため、ご案内の際には、営業日等にご留意ください。

国民年金保険料 納付額比較（令和2年4月時点）

	1カ月分 保険料額	割引額	6カ月分 保険料額	割引額	1年分 保険料額	割引額	2年分 保険料額	割引額
毎月納付 (納付書による現金納付) (翌月末振替の口座振替)	16,540円	-	99,240円	-	198,480円	-	397,800円	-
【早割】 (当月末振替の口座振替)	16,490円	50円	98,940円	300円	197,880円	600円	-	-
6カ月前納 (現金納付)	-	-	98,430円	810円	196,860円	1,620円	-	-
6カ月前納 (口座振替)	-	-	98,110円	1,130円	196,220円	2,260円	-	-
1年前納 (現金納付)	-	-	-	-	194,960円	3,520円	-	-
1年前納 (口座振替)	-	-	-	-	194,320円	4,160円	-	-
2年前納 (現金納付)	-	-	-	-	-	-	383,210円	14,590円
2年前納 (口座振替)	-	-	-	-	-	-	381,960円	15,840円

※ 令和3年度の国民年金保険料額は、「月額**16,610円**」です。

※ 一部免除（一部納付）の方の口座振替は「毎月納付（翌月末振替）」のご利用となります。

※ クレジットカード納付では、【早割】（当月末振替の口座振替）は適用されません。

また、クレジットカード納付による6カ月前納・1年前納・2年前納の割引額は、納付書による現金納付の割引額と同額となります。

「現金」で2年分の国民年金保険料を毎月納付

令和2年度分の
国民年金保険料
(16,540円 × 12カ月)



令和3年度分の
国民年金保険料
(16,610円 × 12カ月)



397,800円

「口座振替」、「現金・クレジットカード」で2年分の国民年金保険料を前納



口座振替で2年分の国民年金保険料を前納すると、
納付額は、**381,960円（15,840円割引）**です！



現金・クレジットカードで2年分の国民年金保険料を前納すると、
納付額は、**383,210円（14,590円割引）**です！



国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和2年4月分から令和3年3月分までの国民年金保険料は、月額16,540円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。

また、クレジットカードやインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・文書・訪問により早期に納めていただくよう案内をおこなっております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方*の財産が差し押さえられることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度がありますので、市（区）役所・町村役場の国民年金窓口へご相談ください。

※ 納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です。

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、住民登録をしている市（区）役所・町村役場の国民年金窓口で手続きをしてください。申請書は、窓口にて備え付けてあります。

令和2年度分（令和2年7月分から令和3年6月分まで）の免除等の受付は令和2年7月1日から開始されます。

また、申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請することができます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は、市（区）役所・町村役場の国民年金窓口または年金事務所へご相談ください。

国民年金の加入方法

国民年金は、誰もが加入する公的年金制度です。

基本的に日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入する義務があります。

加入者は、職業などによって次の3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。

・第1号被保険者

20歳以上60歳未満の農業者、自営業者、学生、フリーター、無職の方などです。

加入手続きは、ご自身で住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口で行います。

・第2号被保険者

会社員や公務員などの厚生年金保険に加入されている方です。

加入手続きは、勤務先が行います。

・第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されていて、年収130万円未満の20歳以上60歳未満の配偶者の方です。

加入手続きは、第2号被保険者の勤務先を経由して行います。

会社を退職したときは、第2号被保険者から第1号被保険者への変更の手続きが必要となりますので、お早めにお手続きをお願いします。

年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を！

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。

お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

- ◆ 予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
- ◆ お申込みの際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。

ご予約の方法は、全国共通の予約専用受付電話「0570-05-4890」またはお近くの年金事務所へ電話・来訪時にお申込みください。



地域の独自情報

編集後記

先日、蟹と温泉を満喫する旅行に行きました。蟹には蟹みそが食べられる蟹と食べられない蟹がいて、前者はカニの仲間、後者はヤドカリの仲間として分類されるそうですよ。（どの蟹がどちらに分類されるかは調べてみてくださいね。）多忙な毎日ですが、体調管理と併せてゆっくりと食事や入浴を楽しんだり、意識的に体を動かして、リフレッシュすることを心がけましょう。

さて「かけはし」は、これからも皆様方のご意見とご要望をいただきながら、様々な情報を提供してまいりたいと考えています。引き続き「かけはし」をよろしく願います。